



Yanagisawa Accounting Firm

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

Vol.29-12 2018.12.6

亥年とはこんな年！

亥年は十二支の中でも最後の年です。もともと十二支は季節ごとの植物の状態を表す言葉だそうで、亥年は「戌年でたわわに実った果実が種子となり、エネルギーを蓄えて次の世代へ向かう準備、次の始まりに向けて新たなエネルギーを蓄える」という意味の年なのだそうです。

また、亥年は「無病息災」の意味の年ともいわれており、猪の肉には万病さえも防ぐ、予防する力があると考えられているところから生じています。(無病息災の年とはいえ、無理なことをされたら当然病気になったり、体を壊されたりすることもありますので、「無病息災」の年だからといって安心はしないようにしましょう。余談ですが、日本では「猪」は「いのしし」ですが、中国では「ぶた」を意味するそうです。)



2019経営革新新春セミナーのお知らせ

毎年恒例となりました「経営革新新春セミナー」を下記の日程で開催致します。ご多忙とは存じますが、多くの方のご参加をお待ちしております。詳細につきましては後日ご連絡させていただきます。

2019 経営革新 新春セミナー

【日時】平成31年1月24日(木) 15:00~17:40

【場所】茅野市民館 2階コンサートホール

年末年始休業のご案内

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

誠に勝手ではございますが、下記の期間を年末年始休業とさせていただきます。

<年末年始休業日>

平成30年12月29日(土)~平成31年1月3日(木)

※平成31年1月4日(金)より通常どおりとなります。



1月5日 午後 通常業務お休みのお知らせ。

平成31年1月5日(土)、柳澤会計グループ全員参加の研修を行うため、通常業務をお休みさせていただきます。

皆様にはご迷惑をおかけしますが、よろしくお願い致します。



生前対策について ②

生前対策3つのポイントは以下の通りです。



- ・「争族対策」について
- ・「納税資金対策」について
- ・「節税対策」について

本号では「納税資金対策」についてご説明いたします。



「納税資金」「納税資金対策」について

相続税の納税は相続の申告期限（亡くなったことを知った日の翌日から10カ月以内）までに「金銭一括納付」が原則です。

納税の必要が生じた場合、納税できるだけの現預金を手元にあることが必要になります。その納税する為のお金を「納税資金」と呼びます。「納税資金対策」とは相続が起こり、納税が必要になってもしっかりと納税資金を手元に準備できているように対策をしておくことをいいます。

どのくらいの「納税資金」が必要なのでしょうか？

具体的にどれだけの「納税資金」が必要なのかは、相続する財産の価額によって異なってきます。大切なのは仮に今相続が起こったとして、どのくらいの相続財産をお持ちで、相続人は何人いて、その結果、相続税がどれだけかかるのかを把握することです。「納税資金対策」をしようとしても相続財産の全体がわからなければ、どれだけの「納税資金」が必要なのかを知ることはできないということです。

具体的な対策として

相続財産全体の把握をし、どれだけの相続税を納める事になりそうかがわかったら、その税額を現預金で納めることができるかどうかを判断することになります。相続財産に十分な現預金があるならば、「納税資金対策」は不要となりますが、そうでない場合納税するための資金を前もって準備しておくことが必要となります。その具体的な方法を見てみましょう。

・生命保険の活用

生命保険から支払われる死亡保険金で納税資金を準備する方法です。前もって把握した相続税額に見合う保険契約を締結しておけば受け取った死亡保険金で納税することが可能となります。また生命保険金の場合、「500万円×法定相続人」で計算される非課税枠がありますので、節税にもなります。

・退職金の活用（経営者の場合）

会社の経営者の場合、生前に会社経営から退き退職金の支払をうけると、その資金で納税資金を準備することができます。また、死亡時まで在職していた場合に会社より死亡退職金が支払われると、生命保険金と同様に、非課税枠があります。また、弔慰金のうち一定額が非課税財産となります。

・金庫株式の売却（経営者の場合）

相続人が取得した金庫株（被相続人が所有していた非上場株式）を会社に買い取ってもらうことにより、売却代金を納税資金とすることができます。（会社を買取資金があることが必要です。また、買取資金を会社より支出することによる法人側のデメリットも考慮する必要があります。）個人が株式を売却しますので譲渡税がかかりますが、金庫株譲渡の特例措置などの税額軽減措置が取られています。

・相続財産・資産の売却

売却可能な相続財産であれば売却して納税資金を確保することができます。資金化を急ぐあまり資産を不利な条件で売却したり、納税期限内に売却できない場合も考えられますので注意が必要です。

以上具体的な対策を見てきましたが、まずは「納税資金」がいくら必要かを把握することからはじめてはいかがでしょうか。ご相談は随時受け付けておりますので、お問い合わせください。（斉藤 直人）

Q 株式を売却して利益が出たときは、確定申告が必要？

所有する株式や公社債などを売却して、利益が出た際には、原則、確定申告が必要です。

1. 株式の売却益は、譲渡所得

株式の売却益は、所得税の計算上、譲渡所得となります。また、この際に株式の売却益に関する譲渡所得は、「申告分離課税」により税額計算を行います。なお、この際に売却損（譲渡損失）が出た場合は、他の株式や債券の譲渡所得から控除する「損益通算」も可能で、譲渡所得と配当所得の損益通算の特例もあります。



2. 申告分離課税とは？

申告分離課税とは、他の所得（給与所得や不動産所得他）とは合算せずに確定申告で納税する方法です。この際の税率は、原則 20.315%（所得税 15%、住民税 5%、復興特別所得税 0.315%）です。

3. 上場株式等は、特定口座で確定申告を省略できます。

上場株式等は、「特定口座」を開設して、「源泉徴収あり」を選択することで確定申告を省略することができます。この制度は、売却益に応じた税額を証券会社が徴収して、納税するものです。また、特定口座を開設し、源泉徴収ありを選択した場合に売却損が出た場合は、確定申告をすることで売却損を翌年に繰り越して、翌年の売却益と通算することもできます。



Q NISA(ニーサ)とは？

1. NISA(ニーサ)とは？

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約20%の税金がかかります（上記参照）。NISAは、「NISA口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が非課税になる、つまり、税金がかからなくなる制度です。



2. NISAの種類

(1) NISA

2014年1月にスタートした、個人投資家のための税制優遇制度です。NISAでは毎年120万円の非課税投資枠が設定され、株式・投資信託等の配当・譲渡益等が非課税対象となります。

(2) ジュニアNISA

2016年度から始まった未成年者を対象とした少額投資非課税制度です。未成年者（0～19歳）を対象に年間80万円分の非課税投資枠が設定され、株式・投資信託等の配当・譲渡益等が非課税対象となります。

(3) つみたてNISA

特に少額からの長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度です（2018年1月からスタート）。購入できる金額は年間40万円までで、購入方法は累積投資契約に基づく買付けに限られており、非課税期間は20年間であるほか、購入可能な商品は、長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られています。

（橋本健治）

配偶者控除等申告書の合計所得金額の見積額

今年の年末調整より「給与所得者の配偶者控除等申告書」が初めて提出されることとなります。この申告書には給与所得者の合計所得金額の見積額（本人の年収見積額）を記載することとなります。

■見積額に基づく控除額の計算

今年の年末調整より、配偶者控除等は、給与所得者の合計所得金額によって控除額が異なることとなりました。そのため、「給与所得者の配偶者控除等申告書」には、下表の通り給与所得者本人と配偶者の合計所得金額を計算する表があります。この計算結果に基づき、控除額を計算することとなります。

「給与所得者の配偶者控除等申告書」の合計所得金額の見積額の計算表

合計所得金額の見積額の計算表	あなた（給与所得者）の合計所得金額の見積額				配偶者の合計所得金額（見積額）			
	所得の種類 給与所得(1)	収入金額等② 円	必要経費等③ 円	所得金額(②-③) (注)円	所得の種類 給与所得(1)	収入金額等② 円	必要経費等③ 円	所得金額(②-③) (注)円
	事業所得(2)				事業所得(2)			
	雑所得(3)				雑所得(3)			
	配当所得(4)				配当所得(4)			
	不動産所得(5)				不動産所得(5)			
	退職所得(6)		退職所得控除額	(注)円×1/2又は(注)円	退職所得(6)		退職所得控除額	(注)円×1/2又は(注)円
	(1)～(6)以外の所得(7)	うち特別控除額	円	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)	(1)～(6)以外の所得(7)	うち特別控除額	円	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
	(1)～(7)の合計額				(1)～(7)の合計額			

⇒上記の*1欄に転記してください。

⇒上記の*2欄に転記してください。

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

■見積額の訂正がある場合

注意したいのはこれらの金額はこの申告書を提出した日時点の見積額であるため、実際の金額と差異が生じる可能性があります。残業代や賞与などにより変動し、結果として配偶者控除等の額に影響する可能性があります。

この場合、原則は本人に「給与所得者の配偶者控除等申告書」の見積額の記載内容の訂正を行ってもらうこととなります。ただし実務的には見積額と実際の金額に差異が生じていることを本人に伝えた上で、給与等の支払者（会社側）で訂正し適正に計算することも容認されます。（北原隆幸）

職員コラム ～ 松本城ウォーク ～

北原葉子

時間に余裕のない日々を過ごしています。特に秋はやりたいこと、やらなくてはいけないことが沢山あって休みの日もなかなかのハードスケジュールです。

そんな季節ですが、主人の会社の上司にお声かけ頂き「松本城ウォーク」に参加してきました。松本城ウォークは2日間行われており合計6つのコースから選べるようになっていたのですが、主人も私も運動不足のため一番距離の短い「松本歴史探訪コース」のショートコース6kmを選びました。受付で集印帳をもらい、指定された印所をまわり、



印判を集印帳に押印して松本城公園にゴールするというもので、配布されるコースマップはあくまで推奨コースであり、地図を片手に自由に歩いて良いことになっています。申し込み時に戴いた松本城、旧開智学校校舎、松本市美術館など、松本市の観光文化施設で使用できる無料入場券を使ってウォーキングしながら見学して歩きました。今まで幾度となく訪れている松本ですが、街の中をのんびり歩いて神社や美術館、博物館に立ち寄ることはなく、観光客になった気分で松本の魅力を改めて発見しながら歩くことができました。秋晴れの気持ちの良い日に久しぶりに穏やかな時間を過ごすことができ、筋肉痛すら心地よく感じられました。遠くへ旅行に行く時間はなくても、身近な街を歩くことだけでも旅行気分を味わえることを発見。来年は別のコースに挑戦してみようと思っています。